



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令（障害福祉課）…………… 1
- 沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程等の一部を改正する訓令（こども若者政策課）…………… 1
- 沖縄県女性相談支援センター嘱託医設置規程（女性力・ダイバーシティ推進課）…………… 2
- 麻薬取締員証規程の一部を改正する訓令（薬務生活衛生課）…………… 3

訓 令

沖縄県訓令第31号

生 活 福 祉 部

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医設置規程（平成18年沖縄県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

生 活 福 祉 部

第4条第3項中「子ども生活福祉部福祉政策課長」を「生活福祉部福祉政策課長」に改める。

第9条中「子ども生活福祉部長」を「生活福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第32号

こ ども 未 来 部

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程等の一部を改正する訓令

（沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部改正）

第1条 沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程（昭和47年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

こ ども 未 来 部

第6条第2項中「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課」を「こども未来部こども若者政策課」に改める。

（虐待専門カウンセラー設置規程の一部改正）

第2条 虐待専門カウンセラー設置規程（平成13年沖縄県訓令第81号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

こども未来部

第4条第3項中「子ども生活福祉部福祉政策課長」を「こども未来部こども若者政策課長」に改める。

第9条中「子ども生活福祉部長」を「こども未来部長」に改める。

(沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程の一部改正)

第3条 沖縄県児童福祉施設等嘱託医設置規程(平成18年沖縄県訓令第45号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

こども未来部

第4条第3項中「子ども生活福祉部福祉政策課長」を「こども未来部こども若者政策課長」に改める。

第9条中「子ども生活福祉部長」を「こども未来部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第33号

こども未来部

沖縄県女性相談支援センター嘱託医設置規程を次のように定める。

令和6年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県女性相談支援センター嘱託医設置規程

(設置)

第1条 沖縄県女性相談支援センター(以下「女性相談支援センター」という。)における困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。以下「困難な問題を抱える女性」という。)の相談、医学的又は心理学的な援助の業務等の円滑な運営及び困難な問題を抱える女性の自立を促進するための援助に資するため、女性相談支援センターに沖縄県女性相談支援センター嘱託医(以下「嘱託医」という。)を設置する。

(身分)

第2条 嘱託医は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託医は、女性相談支援センターの長(以下「所長」という。)の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 困難な問題を抱える女性の心理的又は身体的な発達に係る医学的診察、診断及び治療に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、所長が必要と認め指示する事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託医は、医師のうちから知事が委嘱する。

2 嘱託医の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、こども未来部こども若者政策課長は、総務部行政管理課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託医の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託医の勤務場所は、女性相談支援センターとする。

2 嘱託医の1月の勤務日数は2日以内とし、勤務する日は所長が別に定める。

3 嘱託医の勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 嘱託医は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託医は、その職務の信用を傷つけ、及び職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- 3 嘱託医は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託医は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。
(解嘱)

第8条 知事は、嘱託医が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託医として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託医に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
(沖縄県女性相談所嘱託医設置規程の廃止)
- 2 沖縄県女性相談所嘱託医設置規程(平成19年沖縄県訓令第19号)は、廃止する。

沖縄県訓令第34号

保 健 医 療 介 護 部

麻薬取締員証規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

麻薬取締員証規程の一部を改正する訓令

麻薬取締員証規程(平成15年沖縄県訓令第89号)の一部を次のように改正する。
令達先を次のように改める。

保 健 医 療 介 護 部

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---